

グリーンイノベーション基金事業の基本方針（概要）（1/2）

- 経済産業省は、基金事業における支援対象、成果を最大化するための仕組み及び実施体制等、各研究開発分野に共通して適用する事業実施に係る方針を「基本方針」として定める。事業の進捗を踏まえ、基本方針の内容は柔軟に見直す。

1 目的・概要

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、**NEDOに2兆円の基金**※を造成し、**野心的な目標にコミットする企業等**に対して、**10年間、研究開発・実証から社会実装までを継続して支援**

※令和4年度第2次補正予算及び令和5年度当初予算において、それぞれ3000億円、4564億円を積み増しし、総額2兆7564億円となっている。

3 支援対象

グリーン成長戦略において実行計画を策定している重点分野又は「GX 実現に向けた基本方針」に基づく今後の道行きが示されている主要分野であり、政策効果が大きく、社会実装までを見据えて長期間の継続支援が必要な領域に重点化して支援

- 従来の研究開発プロジェクトの平均規模（200億円）以上を目安
- 国による支援が短期間に十分なプロジェクトは対象外
- 社会実装までを担える、企業等の収益事業を行う者を主な実施主体（中小・ベンチャー企業の参画を促進、大学・研究機関の参画も想定）
- 国が委託するに足る革新的・基盤的な研究開発要素を含むことが必要

2 目標

(プロジェクト単位)
野心的な2030年目標等
(性能、コスト等)

基金事業全体で横断的に
・国際競争力
・実用化段階(TRL等)
・民間投資誘発額
等の指標をモニタリング

- CO₂削減効果
- 経済波及効果

4 成果最大化に向けた仕組み

研究開発の成果を着実に社会実装へ繋げるため、**企業等の経営者に対して、長期的な経営課題として粘り強く取り組むことへのコミットメント**を求める

(企業等の経営者に求める取組)

- 応募時の長期事業戦略ビジョンの提出
- 経営者によるWGへの出席・説明
- 取組状況を示すマネジメントシートの提出

(コミットメントを高める仕組みの導入)

- 取組状況が不十分な場合の事業中止・委託費の一部返還等
- 目標の達成度に応じて国がより多く負担できる制度（インセンティブ措置）の導入

グリーンイノベーション基金事業の基本方針（概要）（2/2）

5 事業を円滑かつ確実に実施するための措置

本基金事業における研究開発成果の技術流出防止のため、プロジェクト実施者に対して以下2点の対応を求める

（技術情報管理強化）

- ・「コア重要技術等」の特定
- ・「コア重要技術等」の流出防止
✓ アクセス管理
✓ アクセス可能な従業員の管理
✓ 取引先における管理

（技術移転防止（事前相談））

強制的な技術移転・流出のおそれがある場合であって、コア重要技術等について以下の行為を行う場合、担当省庁への事前相談を行う

- ・他者への知財権の移転、技術の移転、技術の提供
- ・他者との共同研究開発
- ・他国での研究開発
- ・他国での生産拠点建設・設備投資

7 事業の流れ



6 実施体制

外部専門家の知見を取り入れ、関係機関が緊密に連携した、**透明性・実効性の高いガバナンス体制**を構築

グリーンイノベーションプロジェクト部会

- ・「基本方針」の審議
- ・「分野別資金配分方針」の作成・変更 等

基本方針案の提示・審議
研究開発・社会実装計画※1案の提示・審議

経済産業省

- ・部会・WGの事務局
- ・基本方針の作成
- ・各プロジェクトの企画立案※2 等

分野別ワーキンググループ (WG)

- ・各プロジェクトの内容・規模等の審議
- ・各プロジェクトの取組状況の確認 等

NEDO

- ・資金の管理・運用
- ・公募・審査・検査・支払等に係る事務
- ・専門家による技術・事業面の助言 等

設置・報告

補助・連携

進捗報告・助言

※1 プロジェクトの2030年目標等・研究開発項目・対象技術の成熟度（TRL等）・予算規模等を記載した計画書

※2 関係省庁のプロジェクト担当課室も含む